

やまなしスマート農業実装事業公募要領（第2次）

第1 目的

本県の立地や栽培条件において、省力化、低コスト化、高品質化による農業生産の向上が期待される先進技術等の効果の実証を行うため、先進技術の導入に意欲のある農業者等を公募し、関係機関や民間企業の協力を得ながら先進技術の現地実証を実施する。

第2 公募対象者

公募対象者は、次の全ての要件を満たす農業者等（又は農業者グループ、農業法人）を事業実施主体として、農業協同組合、関係企業等で構成する実施体制を整えることとする。

- （1）山梨県内に事業を導入する農地の権利を有し、対照区を設置するなど栽培や実証に必要な調査を適切に実施できる者。なお、事業の一部を開発業者等に委託することはできるが、事業全体を委託することはできない
- （2）令和7年度から実証が開始できる者
- （3）令和7年度から事業成果の根拠資料が提出できる者
※初年度は年度末までに収集したデータをもって根拠資料とすることができる。
- （4）山梨県がこの事業の成果の普及を図るときは、これに関連する数値、画像等の使用などを含め協力する者
- （5）会社更生法、民事再生法等による手続きを行っていない者又は構成員に該当する者がいないこと
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと
- （7）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- （8）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

第3 公募対象事業

公募する事業内容は次のとおりとし、原則、過去に本県で実証したことのある技術は対象外とする。（対象事業の詳細については、事業実施予定地の所在地を管轄する農務事務所へ相談する。）

- （1）高品質化を目指した技術の導入
- （2）省力化を目指した技術の導入
- （3）低コスト化を目指した技術の導入

第4 公募手続等

(1) 提出書類

- ①やまなしスマート農業実装事業 応募申請書（様式第1号）
- ②やまなしスマート農業実装事業 実施計画書（様式第2号）（別添を含む）
- ③知事が必要と認める書類（様式第3号他）

(2) 受付期間

令和7年6月2日（月）～7月4日（金）午後5時まで（必着）

受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 提出先

事業実施予定地の所在地を管轄する農務事務所

農務事務所	住 所	管轄市町村
中北農務事務所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目 2-4 0551-23-3079	甲府市、韮崎市、南アルプ市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東農務事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1 0553-20-2829	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南農務事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田 111-1 055-240-4114	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部農務事務所	〒402-0054 都留市田原二丁目 13-43 0554-45-7826	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

第5 審査、選考

本件に係る審査は、提出された事業実施計画書等を基に選考する。

(1) 審査方法

審査は原則として書類審査によるものとし、必要に応じてヒアリング等を行う。

(2) 審査の基準

- ① 当該事業の主旨に即した内容になっているか。
- ② 取り組みの内容及び手法が明確であり、かつ日程等に無理がなく、事業実施（成果目標の達成）の実現性はあるか。
- ③ 期待される事業効果が高く、モデル性や普及性はあるか。

- ④ 事業を的確に実施するために必要な実施体制を有し、役割分担及び責任体制が明確になっているか。
 - ⑤ 過去に本県において実証を行ったことがある技術ではないか。（地域や作目、作型が異なることで、別の技術実証と見なすことができるか）
- (3) 審査結果の通知
- 選考の結果は申込者に通知するとともに、採択決定者はホームページにおいて公表する。

第6 採択後の事業実施および事業効果の報告等

事業実施主体は、「やまなしスマート農業実装事業実施要綱」及び「やまなしスマート農業実装事業交付要綱」に基づき事業を実施するとともに、毎年度 （令和7年度～令和10年度） その事業成果をとりまとめ、翌年度の4月10日までに知事に報告する。

第7 その他

- (1) 申込書の提出に必要な費用
提出者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却
提出された書類は一切返却しない。
- (3) 提出書類の取扱
提出された書類は、選定以外の目的には申込書提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出書類の公開
提出された書類等は山梨県情報公開条例に基づき公開される場合がある。
- (5) 補助金の交付
本事業の補助金交付に係る規定は、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱の定めるところによる。

第8 問い合わせ方法

問い合わせについては、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

山梨県農政部農業技術課 農業革新支援スタッフ

TEL 055-223-1619

FAX 055-223-1622